

東村山市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、東村山市が発注する工事について行う成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、適切な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象となる工事)

第2条 評定の対象となる工事（以下「工事」という。）は、東村山市が発注する契約金額が1,000万円以上の請負工事とする。ただし、次に掲げる工事にあつては、評定を省略することができる。

- (1) 単価契約による工事
- (2) 災害時における緊急の工事
- (3) その他市長が評定の必要がないと認める工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 東村山市契約事務規則（昭和42年規則第6号）第42条第1項に規定する監督職員（以下「監督員」という。）が指名した工事担当職員（以下「担当職員」という。）及び担当職員が所属する係の係長（以下「係長」という。）。ただし、係長が担当職員となる場合又は欠けた場合はこの限りでない。
- (2) 東村山市検査事務規程（昭和53年規程第3号）第2条第2号に規定する検査員（以下「検査員」という。）

(評定の時期)

第4条 評定者は、完了検査の終了後速やかに評定を行うものとする。

- 2 東村山市検査事務規程第30条の規定により手直し等がなされた工事については、当該手直し等がなされる前の内容で評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定者は、請負工事ごとに工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）の各考査項目について、次条から第7条の規定による評定を適切かつ公平に行うものとする。

(担当職員及び係長が行う評定の内容、方法等)

第6条 担当職員及び係長は、評定表の考査項目中「施工体制」、「施工熱意」、「現場管理」、「工程管理」、「施工状況」及び「出来形・出来ばえ」の項目について評定を行うものとする。

2 前項の評定は、工事成績評定審査項目別運用表（様式第2号。以下「運用表」という。）により行うものとする。

3 担当職員及び係長は、前2項の規定による評定の結果を評定表及び運用表により当該工事を担当する課の課長（以下「工事担当課長」という。）に報告するものとする。

（検査員が行う評定の内容、方法等）

第7条 検査員は、評定表の審査項目中「施工状況」のうち「施工管理」の細別及び「出来形・出来ばえ」の項目について評定を行うものとする。

2 前項の評定は、運用表により行うものとする。

3 検査員は、評定にあたり担当職員又は係長から説明を受けることができるものとする。

4 検査員は、第2項により行った評定の結果を総務部契約課長（以下「契約課長」という。）に報告するものとする。

（評定結果の報告）

第8条 第6条第3項の報告を受けた工事担当課長は、評定の結果を評定表及び工事成績評定報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により契約課長に報告するものとする。

（評定内容の確認）

第9条 契約課長は、評定の結果に関する内容等について、必要に応じ、評定者から説明を求めることができる。

（評定結果の取りまとめ）

第10条 契約課長は、第7条第4項及び第8条の規定による評定の結果を評定表に取りまとめ、総務部長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第11条 総務部長は、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第4号）及び工事成績評定審査項目別評定点（別表（通知書関係））により請負者に対して通知するものとする。

（説明責務）

第12条 総務部長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について、工事成績評定に関する説明要求書（様式第5号）により説明を求められたときは、速やかにこれに応ずるものとする。

2 工事担当課長は、前項の説明について協力するものとする。

（評定の総合評価）

第13条 評定の総合評価は、次の表の左欄に掲げる総評定点（評定表に記載した総評定点をいう。）の区分に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

総評定点	総合評価
100～80点	優良
79～70点	良好
69～60点	普通
59～50点	やや不良
49点以下	不良

(評定の修正)

第14条 評定者は、総務部長が第11条の通知をした後評定を修正する必要があると認める場合は、これを修正することができる。

2 第5条から第11条までの規定は、評定者が前項の規定により修正を行う場合に準用する。

(評定表等の保存)

第15条 第10条の規定により作成した評定表等は、総務部契約課において管理し、10年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則 (平成22年8月1日)

この要領は、平成22年8月1日から適用する。